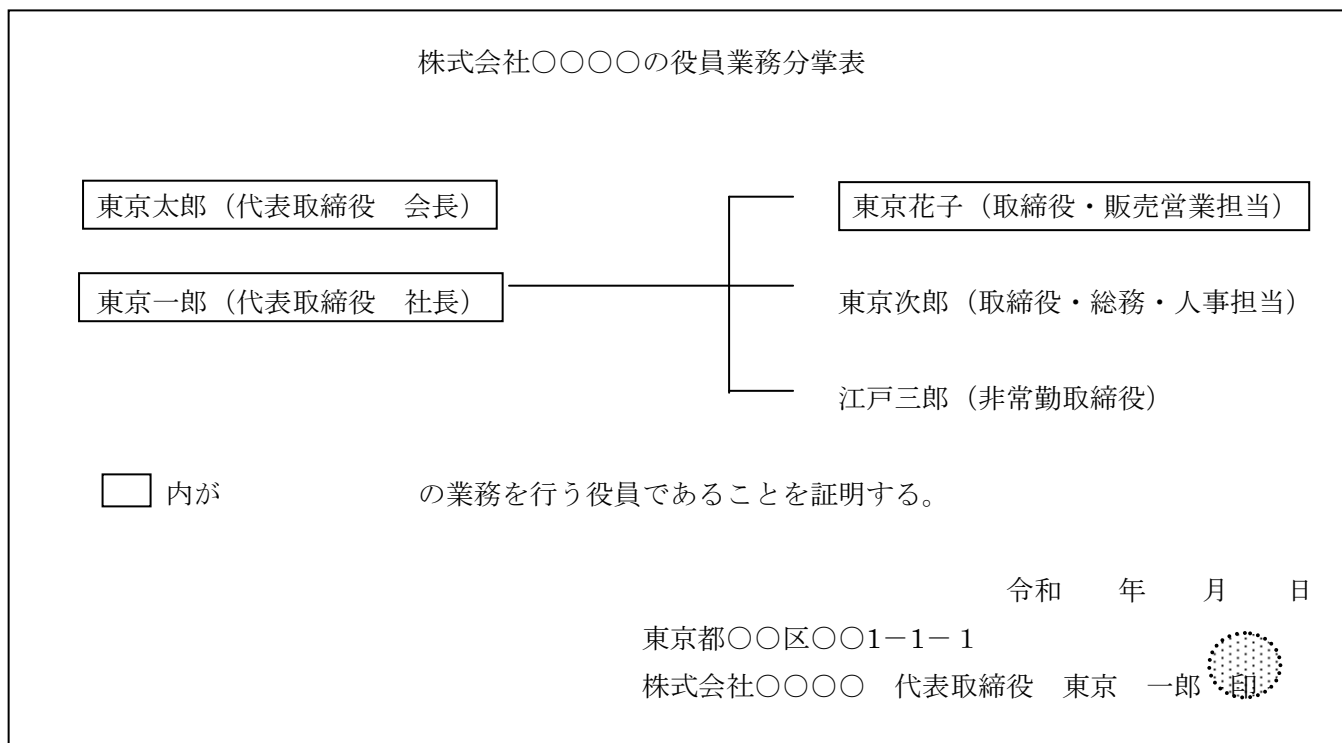


組織図又は分掌表（申請者が法人の場合の業務を行う役員）
＜組織図又は業務分掌表の記載例＞



＜注意＞役員名は申請時におけるすべての役員（監査役・監事を除く）を記載して下さい。また、役員名の上に各役員の役職・担当業務を記載して下さい。（例：「代表取締役 社長」、「取締役・販売営業担当」等） 代表者の記名・押印（登記された印鑑による）が必要です。

《参考》法人の業務を行う役員の範囲は、旧厚生省薬務局企画・審査課長連名通知で、次のように示されています。

【法人の業務を行う役員の範囲】

- ・株式会社及び有限会社の場合：代表取締役及び当該許可業態に係る業務を担当する取締役
- ・合名会社の場合：定款に定めがないときは社員全員
- ・合資会社の場合：定款に定めがないときは無限責任社員全員
- ・民法法人・協同組合等の場合：理事全員（ただし、業務を担当しない理事を除く。）
- ・外国会社の場合：日本における代表者（商法第 479 条にいう代表者）
- ・合同会社の場合：定款に別段の定めのないときは社員全員。ただし、社員が「業務執行社員」として登記された場合には、そのうち、「代表社員」とされた者及び当該許可申請に係る業務を担当する者なお、「業務執行社員」として法人が登記された場合には、「代表社員」とされた法人の「職務執行者」及び当該許可申請に係る業務を担当する者